

春日部市消防団条例の一部を改正する条例

春日部市消防団条例（平成17年条例第164号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(休団)</p> <p>第4条の2 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</p> <p>2 団員が休団しようとするときは、あらかじめ団長にあつては市長、その他の団員にあつては団長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、休団中の団員が復帰しようとする場合について準用する。</p> <p>4 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団した日に当該団員が属していた階級とする。</p> <p>5 休団中であっても、大規模災害への出動は、本人の同意に基づき可能とする。</p>	
<p>(定員)</p> <p>第5条 消防団の定員は、214人とする。</p> <p>団長 2</p> <p>副団長 2</p> <p>分団長 14</p> <p>副分団長 14</p> <p>部長 14</p> <p>班長 20</p> <p><u>一般団員</u> 148</p> <p>機関員 28 (<u>一般団員</u>の内数)</p>	<p>(定員)</p> <p>第5条 消防団の定員は、214人とする。</p> <p>団長 2</p> <p>副団長 2</p> <p>分団長 14</p> <p>副分団長 14</p> <p>部長 14</p> <p>班長 20</p> <p><u>団員</u> 148</p> <p>機関員 28 (<u>団員</u>の内数)</p>
<p>(分限)</p> <p>第7条 <u>任命権者</u>は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(服務規律)</p>	<p>(分限)</p> <p>第7条 <u>団長</u>は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(服務規律)</p>
<p>第9条</p> <p>3 団員であつて10日以上居住地を離れる場合</p>	<p>第9条</p> <p>3 団員であつて10日以上居住地を離れる場合</p>

は、団長にあつては市長に、その他の団員にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(報酬等)

第10条 団員に対し、次の報酬及び手当を支給する。ただし、休団中の団員には、年額報酬及び手当を支給しない。

(1) 年額報酬

- 団長 年額 140,000円
- 副団長 年額 115,000円
- 分団長 年額 100,000円
- 副分団長 年額 93,000円
- 部長 年額 88,000円
- 班長 年額 83,000円
- 一般団員 年額 78,000円
- 機関員 年額 3,000円 (年額報酬に加給)

(2) 出勤報酬

火災及び災害出勤報酬 1日 8,000円

(3) 手当

- 訓練・訓練指導出場手当 1回 4,000円
- 警戒出場手当 1回 2,000円
- その他の出場手当 1回 1,500円

別表 (第12条関係)

職名	鉄道賃	船賃	車賃 1キ ロメ ート ルに つき	日当 (1日 につき)		宿泊料 (1夜 につ き)
				県内	県外	
分団 長 副分 団長 部長 班長 <u>一般 団員</u>	運賃 及び 普通 車両 料金	運賃 及び 普通 船室 料金	〃	〃	〃	〃

は、団長にあつては市長に、副団長又はその他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(報酬等)

第10条 団長及び団員に対し、次の報酬及び手当を支給する。

(1) 報酬

- 団長 年額 140,000円
- 副団長 年額 115,000円
- 分団長 年額 100,000円
- 副分団長 年額 93,000円
- 部長 年額 88,000円
- 班長 年額 83,000円
- 団員 年額 78,000円
- 機関員 年額 3,000円 (報酬に加給)

(2) 手当

火災及び災害出場手当 1回 3,500円

- 訓練・訓練指導出場手当 1回 4,000円
- 警戒出場手当 1回 2,000円
- その他の出場手当 1回 1,500円

別表 (第12条関係)

職名	鉄道賃	船賃	車賃 1キ ロメ ート ルに つき	日当 (1日 につき)		宿泊料 (1夜 につ き)
				県内	県外	
分団 長 副分 団長 部長 班長 <u>団員</u>	運賃 及び 普通 車両 料金	運賃 及び 普通 船室 料金	〃	〃	〃	〃

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。